

健康保険証廃止、マイナンバー法等一括法案の問題点

全国保険医団体連合会

Q1：健康保険証がなくなるとどうなるか？

- 健康保険証の発行・交付義務は公的医療保険制度の根幹である。
- 保険者に発行が義務づけられている健康保険証が廃止されると「無保険扱い」が発生し得る。医療アクセスが妨げられる事態になる。
- 突然のケガや病気による受診が必要となるため保険資格に空白は生じてはならない。
- 「発行・交付義務」から「申請主義」は制度運営の大転換であり、被保険者（国民）に大きな不利益をもたらす。制度からこぼれ落ちる患者・国民が生み出され得る（要介護高齢者、在宅高齢患者等）。

<解説>

すべての被保険者に保険者があまねく被保険者証（健康保険証）を発行・交付することは公的医療保険制度の大前提であり、法令上も保険者には被保険者証の発行義務が、保険医療機関等には、「療養の給付」の際に被保険者の資格確認が義務付けられている。※「被保険者証の交付（健康保険法施行規則第 47 条）」、「療養の給付（健康保険法第 63 条）」

ところが、政府は、健康保険証を廃止し、マイナカードによる資格確認（電子資格確認）を基本とする方針を示した。そもそもマイナンバー法でマイナカードの取得は任意原則（申請主義）である。そのためマイナカード申請・所持しない被保険者（国民）、マイナカードは申請・所持しているが保険証との一体化を拒否する被保険者（国民）は多く存在する。

一方、法令で被保険者に交付が義務付けられている健康保険証を廃止すると被保険者証を有しない被保険者（無保険者）が必ず発生する。無保険者の発生は、申請主義（任意取得）で有効期限が 1 年以内に限定された資格確認書で問題が解消されるどころか矛盾が拡大される。健康保険証を存続されることが矛盾の最も合理的な解決方法である。

<問題点>

※政府資料「マイナンバー法等の一部改正法案の概要」では、健康保険証の廃止方針を示しながら「すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に」と矛盾した説明をしている。

※マイナカードを申請・取得・管理・利用できない方やマイナカードを申請・所持したくない方は、資格確認書を申請しないと公的医療保険が利用できなくなる事態が生じ

得る。

※一括法案（改正健保法案）では「被保険者証の廃止」が明文化されておらず、申請主義の資格確認書の新設される対応にとどまる。このような国民の権利に関わる重大事を省令で廃止するのは国会軽視ではないか。

Q2：「資格確認書」は「誰に」「いつ」発行されるのか？

- 資格確認書の発行要件等が抽象的で必要な医療が受けられるか強く懸念する。
- 「マイナ保険証」か「資格確認書」かのどちらか選択が必要か同時に所持することができるか、何も明らかにされていない。
- マイナカードも資格確認書も「申請主義」のため無保険者が発生する。
- 「申請漏れ」「無保険者」への対応が経過措置で担保されるのか
- 健康保険証での対応より不便・不確実であれば健康保険証の存続が効率的・合理的

<解説>

資格確認書の発行対象とは？

- ①改正法第 51 条の 3 で資格確認書の申請・交付の対象が「電子資格確認（マイナカードによる資格確認）を受けることができない状況にあるとき」と規定されている。対象が抽象的・限定的であり申請交付されるか不安感は拭えない。
- ②デジタル庁・中間とりまとめでは以下の具体例が示されている
 - マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
 - 介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者
 - ベビーシッターや介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合等が想定される。
- ③国会審議では、諸所の指摘を受けて「今後具体化する」と答弁している。省令委任の範囲も不明確である。法改正後に厚生労働省令で限定される恐れがある。
- ④例えば以下の被保険者に資格確認書は発行されるのか
 - ・マイナカード未所持者に資格確認書は交付されるか
 - ・マイナカード所持者（健康保険証と紐づけ無し）は交付されるか
 - ・マイナカード所持者（健康保険証との紐づけ有り）は交付されるか

「申請漏れ」「無保険」への対応

- ①厚労省は、申請忘れ等への対応として職権交付が附則第 15 条で規定していると説明している。しかし、同規定では、職権交付は、「保険者の判断」「当分の間」と制約されており、具体的な取り扱いは省令に委任されているので不安感が拭えない。

②介護施設等の利用者、在宅高齢患者等などマイナカード取得等が困難で申請も困難な方への資格確認書の発行・交付等の保険者への法規定が担保されていない。

(別紙調査結果を参照)

※短期保険証廃止の影響・問題は

【改正法案・参考資料】

<健康保険法（改正法案）>

(被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等)

第五十一条の三

被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。

<健康保険法・附則（改正法案）>

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第十五条

保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

【被保険者証、資格確認に関する法令】

国民健康保険法施行規則

(被保険者証及び被保険者資格証明書の交付)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第一号（当該被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合にあつては、様式第一号又は様式第一号の二の二。以下この条において同じ。）による被保険者証を交付しなければならない。この場合にお

いて様式第一号による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

健康保険法施行規則

第三節 被保険者証等

(被保険者証の交付)

第四十七条 協会は、厚生労働大臣から次に掲げる情報の提供を受けたときは、様式第九号による被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

健康保険法

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 一省略一

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

- 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
- 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該保険者が指定したもの
- 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

以上